

函館市総合教育会議の傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所および氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、市長が特に認めるときは、これを変更することができる。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が傍聴を不相当と認めた者

(傍聴人の守るべき事項等)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑または拍手等をしないこと。
- (3) 喫煙または飲食をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の妨害となる行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、または録音等をしてはならない。ただし、特に市長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要領に違反するときは、市長は、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成27年9月9日から施行する。